

令和5年第4回 飯塚市議会会議録第5号

令和5年6月29日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第10日 6月29日（木曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第44号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第45号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例
（ 総務委員会 ）
- 3 議案第46号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 4 議案第47号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例
（ 経済建設委員会 ）
- 5 議案第48号 変更契約の締結(競走場メインスタンド整備工事)
（ 経済建設委員会 ）
- 6 議案第49号 財産の取得(消防ポンプ自動車)
（ 総務委員会 ）
- 7 議案第50号 市道路線の認定
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第51号 専決処分の承認(令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))
（ 経済建設委員会 ）

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。7番 藤間隆太議員に発言を許します。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

人生初めての一般質問ということで、所信表明に代えまして、飯塚市役所に関して思っていることをひとつ申し上げます。私、様々な自治体に行って、市役所でお話を聞いてまいりました。そういった中で、飯塚市役所本庁、一つの大きな特徴は、とても明るい、そんな市役所だと思っております。入り口から入りますと、職員の方からご用件を聞いていただいて、どの課に行けばいいか案内していただけますし、窓口も明るい、あとは建物自体が非常に明るいと、ほかの市役所に比べて感じています。この明るいという点、ささいな点に感じる方もいらっしゃるかもしれ

ませんが、困り事があって、市役所に行く市民の方々からすれば、暗くて緊張してしまうような場所なのか、明るくて安心できる場所なのか、大きな差なんじゃないかと思っております。

ただいま、非常に表面的なことを申し上げましたが、今後は、行政職員の皆様、飯塚市民の皆様、そして先輩議員の皆様からご指導いただきながら、深い議論をやっていきたく思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、一般質問のほうに移らせていただきます。1つ目としましては、官民連携による地域課題の解決に関してお伺いたします。ただいま、民間企業の知識やノウハウをどのように、行政の、地域の問題解決にやっていくか、非常に大きな問題だと思っております。現在、飯塚市において、官民連携の取組がございましたら、聞かせていただけますでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

これまで民間事業者の技術やノウハウを活用しながら、市民サービスの向上や地域の活性化のために、様々な連携協定を、民間事業者と締結をいたしております。その連携項目といたしましては、市民の健康づくり、高齢者や子どもの見守り、災害時における対応支援、人材育成、行政や地域の情報発信、環境啓発などに関することがございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

昨日片峯市長もおっしゃっていたとおり、官民の連携、官民学の連携は非常に重要な取組だと思っております。また、民間の方から、自分のノウハウや技術を飯塚市のために活用してほしい、そういった声を多数聞いておりますので、ぜひ推進のほうをよろしくお願いたします。

では、飯塚市の優れた地域資源を市内、市外、県外、そういった外に広めていくご支援としては、こういったものがございますでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

本市の優れた地域資源や市内事業者の製品を最大限活用いたしまして、シティプロモーションや販売促進などの支援を行うことにより、その製品等のブランド化の確立等を図り、本市の地域経済の活性化に資することを目的とした「いづかブランド認定制度」を令和3年度より実施しているところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

いづかブランド認定制度には、市の予算を投入されて実施しているかと思いますが、こちらの費用対効果について、ご説明をお願いできますでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

いづかブランド認定制度の設置以降、令和3年度におきましては、11事業者17製品、令和4年度におきましては、9事業者9製品、連続して認定されている事業者もありますので、合計17事業者26製品を認定しているところであり、マスコミ等の連携による製品PRや新たな販路開拓について、本市の支援を行っております。費用対効果の指標といたしましては、認定製品の売上金額による前年度との比較を用いており、半数以上の製品につきまして、前年度を上回る売上げとなったほか、売上げが減少した製品につきましても、認定前の売上げを上回る結果と

なっております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

優れた製品や農作物を作ることには情熱を注いでいらっしゃるけれども、商品のPRについてはちょっと苦手だと、そういった職人気質の方も少なくございませんので、ぜひ、引き続きご推進をお願いできればと思っております。そして、可能であればでございますが、こういった制度を知らない方もいらっしゃいますので、市役所と普段の付き合いが薄い方にも、しっかり知っていただくというご工夫をお願いできればと思っております。

次の質問に移らせていただきます。住民、NPO、企業など、様々な主体が協力し合いながら、ビジネスの手法を活用して、地域社会の課題解決に取り組むという、コミュニティビジネスの地域活性化の例が日本各地で増えております。飯塚市における具体的な例、特に飯塚市過疎地域持続的発展計画に記載されている事業や事例について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

地域の課題解決の具体例として適当であるか分かりませんが、飯塚市過疎地域持続的発展計画に記載されております事業の一つとして、日の丸を初めて染めたとされる、全国にも誇れる地域の伝統文化である筑前茜染の復活と筑前茜染を用いて作成した製品を起爆剤に、筑穂地域の産業・経済の活性化を進めるとともに、本市の活力ある地域づくりの推進役となることを目途とした筑前茜染活用事業を令和3年度から実施しているところでございます。その運営につきましては、市民の皆様や市内企業、団体等から成る飯塚市筑前茜染協議会に対して補助金を交付するとともに、事業の啓発やPRなどについて、本市も支援を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

すてきなお取組の説明ありがとうございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、旧穎田町と旧筑穂町が過疎地域に指定されておまして、様々な過疎対策が実施されていると理解をしております。過疎地域にて、事業や活動を起こしたい、まちの魅力を向上させるために何かしたいなどと思ったときの支援に関して、お金を出す、そういった取組もあるかとは思いますが、費用を伴わない、非金銭的なご支援に関して、市としてできることは何がございませうでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

市が費用を伴わずに支援ができるものとして考えられるものとしたまは、市ホームページや市報、それからSNS等による広報周知や共催、後援などの協力支援などが挙げられるのではないかと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

令和3年度に飯塚市過疎地域持続的発展計画が策定されまして、おおよそ1年と9か月が経過いたしました。計画の進捗状況や成果、また、今後実施していく具体的な政策についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

計画の進捗状況及び成果でございますが、まず、過疎計画に計上している事業の実績額につきましては、令和3年度決算ベースで申し上げますと、19億984万円、令和4年度につきましては予算ベースで16億7770万円となっております。また、具体的な実施事業につきましては、ソフト事業ではスクールバス運行事業、コミュニティバスや予約乗合タクシーの運行事業、まちづくり協議会活動推進事業などがございます。ハード事業につきましては、大分小学校大規模改造、筑穂保育所整備事業、潁田グラウンド整備事業、道路改良事業、消防自動車購入や消防団車庫の建て替え事業などを実施してまいりました。今後も引き続き、過疎計画に計上しております具体的な事業につきましては、過疎地域の活性化、持続的発展を図るため、計画的な実施を推進してまいります。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

過疎地域の魅力向上のために、買物やサービスの場というのが重要だと思っております。地域を盛り上げて豊かにするために、飯塚市がお店を呼び込む場所を提供する、すなわち、この場所を使っていいですよと、飲食店ですとか、商店ですとか、そういった方に来てもらう、そういった土地を無償で提供するような取組というのは、お考えはいかがでございましょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

質問議員がおっしゃいますような買物やサービスの場をつくる、店を呼び込むといったことに関しまして、市が共催や後援する短期間のイベント等の事例はございますが、長期間にわたって市有地を活用して実施するような事例は、現在のところはございません。このため、市有地を活用するとなれば有償とするのか、または無償とするのか、そうした取組が民業圧迫にならないのか、場所の選定等も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

最後に要望とご意見をお伝えさせていただければと思っております。飯塚市の特定の地域に限らず、日本各地で過疎が加速しております。行政や民間のサービスが薄く不便な地域は人口が減っていきます。人口が減れば、さらに商店や飲食店が減っていきますので、負のスパイラルと申しますか、どんどん不便になっていく。こういった負のスパイラルを抜け出すには、ここに住み続けたい、さらにはここに住み移りたいと思ってもらう必要があると思っております。そのためには、生活環境を充実させなければならないと思っております。お話いただいた民業圧迫、すなわち、特定の民間の事業者が不利な競争となるような状態はできる限り避けるべきだ、この観点、非常に重要だと思っております。一方で今回、過疎地域に限って議論を申し上げた点の意義もここにありまして、過疎地域では、民間の事業者が少ない、あるいは、特定の業種によっては存在しないといった場所もございます。例えば、うちの地域、ケーキ屋さんないんだよねみたいな、そういったシンプルな話ではあるんですけども、こういった状況を考えれば、この民業圧迫の懸念が、都市部、中心部に比べると、過疎地域は薄いと考えております。また、飲食店や商店、娯楽の場が増えると、地域の利便性が向上しますので、公共性もかなりあると思っておりますので、こういった点を含めて、前向きなご検討をお願いできればと思っております。

それでは、習い事支援、次の質問に移らせていただければと思っております。福岡市で取組

まれている子ども習い事応援事業について、事業のご説明をお願いできますでしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

ご質問の福岡市の子ども習い事応援事業ですけれども、同市のホームページからの情報となりますが、福岡市在住の生活保護世帯、または、児童扶養手当受給世帯のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、事前に登録された文化教室、スポーツ教室、学習塾などを利用する子ども1人当たり月に月額1万円のクーポン券を交付する事業であるものと把握しております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

飯塚市でもこの事業が実施できないか、ご検討の状況はいかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

習い事に行くかどうかは子ども本人と保護者の判断に委ねられるものではございますけれども、子どもたちを取り巻く様々な環境によって、教育の機会が奪われることがあってはならないと考えております。福岡市の事業は、世帯の所得制限を設けてございますが、所得制限を設けず、全世帯を対象とする支援をすべきではないのかといった対象者に関する整理も必要ですし、そもそも飯塚市においては、社会資源としての習い事ができる環境が福岡市のように地域格差がなく、ほとんど等しく存在するのかといったような課題もあると推察されます。本市において事業を検討する際には、それらの前提条件等について慎重に見極める必要があるものと考えますので、現在のところ、この事業についての具体的な検討は行っておりません。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

しかしながら、例えば学習塾に行きたくても、経済的な理由で行けない、そういった家庭は少なくないと思っておりますが、こういった教育の格差に対して、飯塚市としてはどのように取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

毎週土曜日に市内2か所で、生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生までを対象とした学習支援をNPOに委託して実施しております。また、市内で子ども食堂を開催している団体に対し、現在補助金を交付しておりますけれども、そこでは食の支援以外に、子どもたちへの学習支援も取り入れていただけるように働きかけを行っているところでございます。今後もこのような事業を市内各所に拡大できるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

学習塾以外にもスポーツといった習い事も、困難に立ち向かう心でしたり、ポジティブな考え方を育てる場として、子どもにとって非常に重要な場だと理解をしております。また、学校や家庭以外に「子どもの居場所」、そういった価値もございまして。こういった習い事に対して、福岡市同様に、補助のご検討をいただけないかと思っておりますが、お考えはいかがでございませ

うか。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

居場所づくりということでは、先ほど答弁した学習支援や子ども食堂の広がりなどに期待をしております。また、スポーツ等の習い事や子どもの居場所としての活動費用に対する補助につきましては、子育て世帯への負担軽減策として、有効なものとは理解しております。本市では、先日の一般質問でも答弁させていただいておりますが、今年度より、未来の地域人財応援事業といたしまして、小学校、中学校に入学をした新1年生に対しまして、家庭の所得によらず、全ての児童に1人当たり5万円のお祝い金を給付しております。このような給付金を、入学後の新しい習い事やクラブ活動の道具の購入などに、ぜひ活用していただければと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

最後に、意見と要望を伝えさせていただければと思っております。親の所得が高い、低いといった事情にかかわらず、可能な範囲で、子どもの将来のために学ぶ環境を整えたい、そういった思いは、もうこの場にいる皆様、一致しているのではないかと思っております。新1年生に対する5万円のお祝い支給は、非常に有意義な取組だと理解をしております。しかし、ここで5万円を受領したご家庭の状況に思いをはせていただければと思うんですが、日々の生活が大変だ、月末の支払いが苦しい、そういったご家庭で、お祝いのこの5万円というのが、子どもの今後の3年間の教育代にしっかりと充当されるというのは、なかなかリアリティーがあるストーリーではないのではないかと、田中議員がおっしゃいました、ランドセルが8万円すると。そういったことを考えれば、このお祝い金というのは、入学の準備に消えてしましまして、なかなか子どもの習い事に回せない、そういった現状があるのではないかと思っております。おっしゃることも本当に分かります。ただ、給食費の支援のように、特定の所得の範囲の方に対して、特定の用途で継続的に支援をする、これについては、飯塚市としても意義を認めていらっしゃる政策というのがあるかとは思いますが。子どもの習い事というのは、所得に余裕のある家庭のみが享受すべきものなのか、できる限り等しく受けさせてあげたいものなのか、いろんなご意見があると思えますし、こういったものは時代とともに、価値観は変わっていくと思っております。今後につきましても、子育て世代のご意見を聞きつつ、継続的にご検討を行っていただければありがたく存じます。

それでは次のご質問に移らせていただきます。中学校1クラスの生徒数に関してお伺いさせていただきます。中学生のお子様を持つ方から、こんなご意見を頂戴しました。嘉麻市は先生1人に対して生徒が30人。飯塚市は40人が教室に詰め込まれている。子どもがのびのびと学べる環境を飯塚でも実現できないか、そういったお声をお聞きしました。それを踏まえてお伺いたします。飯塚市の中学校の1学級の生徒数の上限について、法律の面からどのような状況になっていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学級編制の上限数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定められております。令和3年の法改正により、小学校は上限が引き下げられ、令和7年度までに全ての学年で35人学級に移行することとなっておりますが、中学校については、現時点での上限数は40名となっているところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

それでは、福岡県内で中学校を定数基準より少ない学級編制としている自治体はどのくらいあるか、福岡県の取組を教えてください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

法定の定数基準より少ない生徒数とする少人数学級は、自治体独自の教育施策となります。県内全ての自治体の情報は把握しておりませんが、複数の自治体に聞き取り調査を行ったところ、政令指定都市の福岡市、北九州市、中核市の久留米市、ともに少人数学級は導入しておりませんでした。本市と人口規模の近い宗像市、春日市も導入のほうはしておりません。近隣の自治体では、直方市は未導入となっておりますが、質問者が先ほどおっしゃられたように、嘉麻市が30人を上限としておりました。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ご教示いただいたポイントは3つだと思っております。1つ目は、国の法律では、1クラスの上限は40名になっていると。2つ目は、自治体が1クラスの子どもの数を40名よりも減らしたいという判断があれば、予算をつけることは可能である。3つ目としては、現実として、少人数の学級はまだ普及はしていない。

さて、隣の嘉麻市で定数基準より少ない学級編制をしているということですが、飯塚市でも同様の取組、こちらのお考えはいかがでございましょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市と同様の取組をすると仮定した場合、現在の生徒数から試算いたしますと、全ての中学校で学級数が増加し、合計約25学級の増となります。この試算に基づきますと、教員の増員や教室数の確保等、人的、物的な面から新たな対応が必要となります。また、文部科学省では、先ほど答弁いたしました小学校の35人学級化による教育効果等を分析、検証した上で、中学校を含めた望ましい指導体制を検討することとなっております。本市といたしましては、国の今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

現状では、人員の面から、ハードの面から、なかなか少人数学級の実現は難しいというのは、本当におっしゃるとおりかと思っております。ただ、その上で、議会は未来の在り方を議論する場でもございまして、この会議中の中でも、藤江副市長のほうから、子どもたちの未来のために必要な人員についてはしっかりと確保したいという話もありましたし、藤堂議員のほうから、飯塚市は子育てがしにくい、そういった声も届いている、こういったお話もございました。現状では難しいというのは重々承知でございますが、少人数制学級の意義についてご検討いただく中で、有意義であるというご判断があれば、しっかりと予算を取って、人員や設備の拡充をしていくと、そういったご検討をお願いできればと思っております。

それでは、保育士の定数についての質問に移らせていただきます。現在、飯塚市では、保育士1名が何歳の乳幼児を、何人まで保育できるようにしていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

保育士の配置につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条で基準が規定されております。この基準では、保育士1人につきゼロ歳児は3人まで、1歳児、2歳児は6人まで、3歳児は20人まで、4歳児、5歳児は30人までとなっております。本市におきましては国の配置基準どおりとしておりますけれども、3歳児クラスにおいては、1人につき15人までの保育所について、給付金が加算される仕組みとなっております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

保育士の業務負担過多に関するご認識及び飯塚市の対応についてご教示いただけますでしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

保育士の業務につきましては、日々の保育業務に加えまして、子どもたちの登園・降園の確認、書類の作成、清掃業務、お昼寝のときの午睡チェックなど、多岐にわたっております。本市では、保育士の業務負担を軽減するために、清掃業務や給食の後片づけなど、保育に係る周辺業務に従事するための保育支援者を雇用する保育体制強化事業、また、保育士資格を持たない保育補助者を雇用する保育補助者雇用強化事業を実施し、私立の保育所、こども園などに対して補助金の交付を行っております。また、保育環境改善事業として、午睡チェック機器の導入、保育所等業務効率化推進事業として、登降園管理システムなどICT機器の導入に係る費用に対し補助を実施し、保育士の業務負担の軽減につなげております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

例えば富士見市では、3歳児に関して、1人の保育士が13人見るという運用になっております。もう少し詳細を申し上げますと、法律上は1人の保育士が見るのは20人以下となっておりますが、13人以下の基準を守れば補助金を出すといった形で、保育士の負担を軽減する、裏を返せば、1人の児童に対して、より目が行き届く環境づくりを市が推進しております。福岡県内でもそういった取組の市があると聞いておりますが、飯塚市ではこのような制度のご検討状況はいかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

県内におきましては、北九州市、久留米市において、国の配置基準以上に保育士が配置されている場合に助成が行われているというふうに伺っております。配置基準の改善は、保育現場の負担を軽減するための課題であり、現在国において、1歳児は5人に対し保育士1人、4歳、5歳児は25人に1人とした場合に給付金が加算される改善策が検討されております。この改善策が実施された場合は、保育士不足も懸念されますので、国の動向を注視しながら、先ほどお話ししました既存の負担軽減策をさらに進めるとともに、保育士確保に向けた効果的な施策の調査研究に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

最後にちょっと意見と要望を述べさせていただければと思っております。保育現場の負担軽減を保護者や子どもの視点から見ますと、子どもが事故なくのびのびと育つ環境をつくる、そういったことになるかと思っております。ぜひ、担当課のみならず、この議場の皆様にイメージしていただきたいのですが、例えば、少しこの議場を見回すと、大体60人弱ぐらいの人がいらっしゃるかと思っております。この60人が4歳、5歳、そういった子どもだと想像していただくと、子どもですので、走り回ります、泣きます、けんかもします、こういった60人の子どもを2人の保育士が見る、4歳、5歳児ですと、2人の保育士が見るとというのが現状の基準でございます。なかなか大変であることは想像しやすいと思っております。保育所ですとか、こども園の質の高い保育サービスに関しては、経営努力で実現する面も一定はあるかとは思っておりますが、とはいえ、行政の定めた大枠の中で、よりよい保育の実現のために、必死にご苦労されているという現場があると認識しております。事故がなく、そして、子どもがのびのびと育つような環境整備のために、引き続き、飯塚市の財政余力ですとか、ほかの自治体の取組、そして現場の状況を勘案しながら、引き続き、ご配慮をお願いできればと思っております。ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。25番 上野伸五議員に発言を許します。25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

通告をさせていただきました2つの点について質疑をさせていただきます。

まず、「飯塚市総合体育館の課題について」です。6月1日の総務委員会で所管を担当されてある副市長の発言との整合性を十分に勘案されてのご答弁をよろしくお願いいたしておきます。まず、飯塚市総合体育館は供用・貸出が開始して2か月が経過いたしました。利用状況についてお知らせください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

飯塚市総合体育館につきましては、4月15日に落成式、また、15日、16日に市民の皆様へのお披露目といたしまして、内覧会を開催いたしております。その後、17日から一般での利用を開始いたしました。また、4月29日、30日には落成記念イベントといたしまして、高校バスケットボール・飯塚カップを開催いたしまして、2日間で約5千人の来場者がありまして、多くの方にバスケットの試合を楽しんでいただくとともに、この総合体育館を知っていただくよい機会となりました。

開館後、5月末までの利用状況につきましては、4月が約1万人、5月が約1万5千人の利用でございました。1日当たりの利用者数といたしまして、令和4年度の第1体育館、第2体育館の合計と比較しまして、約2.6倍の利用者数となっております。利用者増の顕著なものとして、トレーニング室につきましては、第1体育館では1日当たり約40人程度でございましたが、総合体育館におきましては、1日当たり約170人の利用がっております。また、これまでの大会等のイベントの開催状況といたしましては、落成記念イベントといたしまして、先

ほど申しました高校バスケットボール飯塚カップのほか、高校総体の卓球、バレーボール、バスケットボールの県大会が開催されております。なお総合体育館につきましては、年内は土曜日、日曜日につきましては、ほぼ予約が入っている状況でございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

利用料金減免のイベントが想定よりも多くなれば、指定管理者にとっての収入減となりますが、その点はどのような対応を考えておられますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

新総合体育館につきましては、当然、新たに設置した施設でございます。年度協定書におきまして、令和5年度におきましては、利用料収入、それから修繕料、光熱費、租税公課などの状況を勘案し、精算することといたしております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

トレーニング室の利用者は従前の4倍以上となっておりますが、利用料金についての現状、今後に向けての考えについて教えてください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

トレーニング室の使用料につきましては、一般で1人当たり1時間100円、また旧体育館と比較しまして20円アップしています。中高校生におきまして、1人当たり1時間50円、旧体育館と比較しまして10円アップしております。他の公共施設におきましても、一般では1時間当たりの利用を100円といたしているため、差はございません。今回、新たなものといたしまして、会員利用を設定しております。一般で、1人1か月当たり1千円、中高校生につきましては、1人1か月当たり500円で、同一日につき1回、1回当たりの利用時間は2時間を限度といたしまして、ご利用できることとなっております。1か月間の利用回数によりましては、お得に利用ができると考えております。この会員利用につきましては、他の体育施設でトレーニング室を有する健康の森公園多目的施設にも現在、導入を検討いたしているところでございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

来場者の増加に伴いまして、周辺道路の整備、特にJR高架をくぐった先の交差点は、何らかの安全対策が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員が言われます箇所は、市道新飯塚鯉田線と本谷篠田線の交差点になりますが、信号がなく、通行車両が多い時間帯のときには、特に一旦停止となる体育館側からの右折がしづらい状況であるということは認識しております。新体育館の開館に伴い、イベント開催時などでは、交通量の増加も考えることから、今後の状況を注視するとともに、警察、地元等関係機関と協議を行い、道路隅切り部の改良などの対策について検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

よろしくお願いします。

体育館への誘導案内サイン、これはJR浦田駅からの分も含めてですが、現状と今後どうされるのか。また、駐車場内の動線誘導にも課題があると思いますが、ご認識と対策について、考えをお知らせください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

まず、JR浦田駅から体育館に來られます歩道等につきまして、案内板の設置等を検討していきたいと考えております。また、新体育館周辺につきましては、今後の環境整備も含めまして、サインの検討を関係各課としているところでございますので、これについても利用者の方に分かりやすいようなサインの設置の検討をしていきたいと考えております。

もう1点、体育館駐車場の入り口が分かりづらいとのご質問でございますが、この点につきましては、今後、駐車場の状況等を踏まえまして、サインで分かりやすくするのか等につきまして、指定管理者、また関係課とも協議しながら、対応を検討していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

駐車場入り口への誘導もそうなんですけれど、特に、裏口の駐車場、広いほうですね、あれは入ってすぐのところと奥とに段差が大きくあるんです。非常に夜なんかは危ないので、ポールを立てるなど、また誘導線もしっかり引いていただくなどの対応も検討よろしく願いしておきます。

それでは、建設場所を決定する際の要因の一つでもありましたが、JR浦田駅を利用するの來客数はどうなっているのか、お知らせください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

JR浦田駅から総合体育館のほうに來られている利用者というご質問でございますが、ちょっと数字的なものにつきましては、申し訳ありません、把握いたしておりません。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

事後検証をしっかり行っていただいて、もし多いようであれば、歩道の整備もしっかりやっていただかなくてはならないと思いますので、その点よろしく願いしておきます。

次に、増工費なども含めた体育館建設に関わる金額の総額を改めてお知らせください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

総工費、総事業費につきましては、約55億1500万円となっております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

開館後の施設や設備などにおけるの不具合やその対応について、教えてください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

開館後発生いたしました主な不具合といたしまして、バドミントン支柱のぐらつきがございました。これは原因といたしまして、支柱受けの金物内部のモルタル硬化不良でございましたので、バレー支柱を含めまして全ての支柱受けを点検いたしまして、不良分は撤去いたしまして、やり直しを完了いたしております。

また、4月29日、飯塚カップの際でございますが、メインアリーナ北側におきまして、天井より水滴が落下するという事象が発生しました。これにつきましては、当時、雨天で湿度が高いという天候の中で、長時間、2階通路ドアを開けまして、湿った空気が流入したことにより、結露が発生したものと考えています。水滴が落下したという事象発生後、屋上部等の点検を行い、雨漏りの可能性が低いことを確認いたしております。また、その後、同様の事象発生はあっておりません。

また、体育館内部の一部におきまして、携帯電話がつながりにくい状況となっておりまして、現在、早急に携帯各社において調査を行い、その対応を行っているところでございます。

最後にトイレでございますが、ブースが狭いという声をいただいておりますので、ドアの開く方向の変更など、対応策について検討をいたしております。

その他、トイレの水流が弱かったことや、トイレサインが取れるという事象がございましたが、それらにつきましては、全て対応済みとなっております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

今、言及されました支柱の不具合、携帯電話の電波状況の改善、トイレブースについては、それぞれ費用負担はどうなりますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

今回の不具合への対応につきましては、全て施工業者の負担で行っております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

携帯電話の電波状況もですか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

すみません。先ほど不具合の中で、携帯電話の電波の件を申し上げましたが、その点については、当然、施工者の責任ということではございませんので、現在、携帯各社で対応について検討を行っているところでございますので、これについては、施工者の負担で現在行っているという状況ではございません。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

トイレのブースについてですけれども、この体育館は市民の方はもとより、九州や日本を代表するアスリートにも利用いただくことも目的の一つであると思っております。実際に皆さんの努力もあってそのような利用がなされています。控え選手や応援の選手を含めて、相当に鍛えられた方々がトイレを利用されますので、早急な改善が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほどご答弁させていただきましたトイレのブースが狭いというお声をいただいておりますので、現在、ドアの開く方向の変更などを検討していますが、再度、そこら辺につきましては、指定管理者のご意見とか、利用者のご意見も整理した上で、トイレ利用者に支障がないような対応を考えていきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

ぜひ早急にそれは対応していただきたいと思っております。もしトイレブースの広さを変えらば、相当な費用がかかると思われますけれども、設計者も体育館のコンセプトは理解していただいていたはずだと思います。改修費用の負担についても十分に話し合いをしていただくようお願いをしておきます。

バリアフリーについては、具体的にどのような対応をお考えなのか、お知らせください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

バリアフリーの対応につきましては、障がい者用トイレの手すりをより安定感のあるものへ、現在、検討をしております。障がい者用駐車場につきましては、車止めの移動、また、障がい者用更衣室につきましては、シャワーブース、シャワー用椅子等について検討いたしております。バリアフリーの対応については、現在、以上の点を検討いたしております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

バリアフリーについては、設備を必要とする方に応じた様々なニーズがあると思っておりますので、十分に把握をしていただきたいと思っております。

水滴の落下についてですが、新築直後の体育館で同様の事例、ほかの体育館で確認できているかどうか、また、先ほど言及されましたけれども、施設に見合った除湿機能は備わっているかどうか教えてください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

今回の事象につきましては様々な条件がございまして、結露という形で発生しております。類似した体育館において、そういうような事象が、今回のような天井から水滴が落下したような報告はちょっと私のほうには直接はお聞きしておりませんが、結露という部分につきましては、雨等の多湿につきましてもあるのではないかとというふうに考えております。

また、除湿機能につきましてもございまして、体育館の空調設備については、一般的に空調設備につきましては、温度、湿度などの室内環境や、二酸化炭素濃度などの空気環境の調整をするための設備ということで認識しております。体育館の空調設備は冷暖房及び換気の機能を有してございまして、室内の利用者が快適に過ごすための必要な性能を有してございまして、除湿機能ということでございまして、空気中の水分最大量は、温度が高くなるほど多くなりまして、温度が低くなるほど少なくなるという性質を持っております。除湿機能はこの空気の性質を利用し、空気を冷やすということによりまして、空気中の水分を取り除くものでございまして、空気を冷やす処理を行うという点におきましては、除湿と冷房はほぼ同じですが、除湿は湿度を目標の設定まで下

げる機能、冷房は温度を目標の設定の温度まで下げる機能という点で違いがございます。

総合体育館の空調設備につきましては、目標の設定湿度まで下げる機能はないため、そのような意味で除湿機能はございません。ただし、冷房の副次的な効果で湿度を低減することができるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

設計管理会社や施工業者の調査はいつ、何回、どのような規模で行われて、結果報告はどうなっているのか。原因特定と再発防止対策については、書面で報告を当然いただくべきだと思いますが、どのようになっていますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

今回の水滴落下の事象につきましては、5月8日に施工者、工事管理者とともに、建築課職員同行で現地調査を行っております。雨漏りの所見はなかったものの、屋上部は屋根を貫通する太陽光発電設備の鉄骨基礎がございまして、その分から漏水した可能性も考えられましたが、基礎部周りの追加漏水防止用シールの施工を実施し、5月6日、7日ともに4月29日以上の雨が降っておりますが、水たまりの発生等はなく、現在に至りましても降雨による今回の事象は発生していないということでございます。設計者、施工業者の調査につきましては、以上でございます。

文書で書面をもらうということに関しましては、最終的な検証をした、先ほど申しました結露であるという判断をした文書については、私も決裁を拝見しておりますが、二度と起こらないと言いますか、質問議員言われましたような形の確約文書までは取れていない状況でございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

今回、水滴が落下した責任は飯塚市や利用者にあるのでしょうか。また、補償の範囲や期間、金額など契約内容はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほどもご答弁させていただき、重複することもございますが、まず、結露という現象について、ご説明をさせていただきます。結露は湿度と温度の関係によって生じる現象でございます。一般には、以下のような原因が結露を引き起こす可能性があると考えています。まず、温度差です。冷たい表面と暖かい空気の接触によりまして、空気中の水蒸気が冷やされて凝結し、結露が発生します。例えば、窓ガラスの内外の温度差で表面に結露が発生します。次に、高湿度です。空気中の水蒸気の量が多いほど、結露の発生が起りやすくなります。次に、不適切な換気です。適切な換気がない場合、湿った空気が滞留しやすくなるため、これらの要素から結露を予防するためには、適切な温度管理と湿度管理が重要となります。

総合体育館におきましては、空調換気設備が備わっておりますので、適切に運用することにより、より適切な温度管理と湿度管理を行うことができ、結露予防につながると考えております。

今回の事象におきましては、扉が長時間開放状態であったことにより湿った空気が流入しまして、室内が高湿度となり、結露が発生したと考えられます。ただし、室内の湿度は天候という自然現象によって左右されるため、絶対に結露が発生しないと言い切ることは困難であろうかと考えております。もちろん結露が発生することは望ましいことではございませんが、今回の事象を教訓に、関係者のほうからもご意見、アドバイスをいただきながら、新体育館のよりよい運用方

法を考えてまいりたいと考えております。

今回の体育館の施工における保証期間というのは、ちょっと申し訳ございません、私の記憶で、瑕疵的な部分につきましては、1年か2年、どちらかちょっと記憶がちょっと定かではないですけど――。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

大変申し訳ありません。契約上の瑕疵担保的な期間としましては2年間という形で約款がございます。構造上の重大な欠陥につきましては、10年間でございます。しかしながら、先ほどから申しましたように、今回の事象につきましては結露という形の部分で、この瑕疵とかいう形には該当しないものという形の認識で考えています。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

今、担当部長、ご答弁されていますが、その内容については、本当に設計者、また施工業者からきちんと文書でいただくべきものだと思いますし、水滴落下といっても、1滴、2滴落ちてきたような、そういう状況ではなかったでしょう。下にバケツを据えておかなければいけないような落下ですよ。完成直後の体育館において、通常利用する際に、利用環境を制限するというようなことは考えられませんし、ましてや、災害時などの避難施設にも指定されておるわけです。中途半端な対応は許容できないと思いますが、第三者機関などでの調査が必要ではないかと思いますが、ご認識をお伺いいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われます第三者機関ということですが、先ほどご答弁させていただきました不具合箇所がございましたけれど、これについては解消しております。また、毎月、定例会も実施しながら指定管理者とハード面、ソフト面につきまして、それについてのよりよい運用について、考えながら、利用者の方に満足していただけるような体育館にしていこうという形で、共通認識の下、今、取り組んでございますので、それを今後も引き続き詰めて行いながら、新体育館の利用者に支障がないような、喜べるような体育館にしていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

原因の特定は、まだ調査されるんですか、されないんですか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

これにつきましては結露という形の現象ということで、先ほど申しました諸条件、温度差それから高湿度、不適切な換気、これらの要素が複合的に重なり合ったような現象で結露が発生するというふうに認識しております。今回、新体育館におきましては、その後そのような事象は発生しておりません。これにつきましては、指定管理者も含めまして、内部等また専門的知識をお持ちの方のご意見もアドバイスも聞きながら検証はしていきたいと考えております。結露につきましては、先ほど申しましたように、あらゆる諸条件が重なりまして発生するような自然現象的な部分もございますので、そういった意味におきましては、今後、起こらないような対応について検証が必要かと、内部でしていきたいと考えます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

6月1日の総務委員会でご指摘申し上げた際に、担当副市長は御存じではなかったんですが、なぜ副市長まで報告をされていなかったんでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

報告の件につきましては、私、市民協働部長としまして、担当課長から口頭では報告は受けておりました。今回の水漏れといいますか、結露という形の部分で、今、調査をしていますという報告は受けておりました。私もちょっと認識が甘かったのですけれど、その結露であるという形の最終的な結果といいますか、それにつきましては、雨漏りとかそういう部分ではないという認識の中で、私の中で、藤江副市長までは報告に至っていなかったというのが現状でございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

事後の検証をよろしく願いしておきます。

飯塚カップ終了後、緊急搬送が救急車によってなされたとお聞きしていますが、どのような状況であったのか、教えていただけますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

飯塚カップの後片づけの際に、バスケットゴールを倉庫に移動させる際に、バスケットゴールと壁に指を挟むという事故がございました。バスケットゴールは本来、数人で移動させますが、移動させる際には声を掛け合って注意を払う必要があり、その点がちょっと十分ではなかったという形で考えています。

今後、運用につきましては、管理者も含めて、さらなる協議を行いまして、適切な管理運用の下、周りにも注意を払いながら移動させること、また、今回のバスケットゴールに限らず、運用につきましては、今言いました細心の注意を払って、同様の事故、他の事故がないような形で、再発を防止していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

通常、原則として利用の準備や片づけは利用者が行うようになっていていると思うんですが、バスケットリングを私も確認しましたが、非常に重たくて、収納場所から90度曲がって出さなければならなかったり、収納しなければならなかったりすると、非常に危険だと思います。これについての注意喚起、再発防止策については、具体的にどのように対応をされるのか、教えていただ

けますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

バスケットゴールの収納の件も含めまして、運用において安全に管理運用していく必要があるというご質問と思います。先ほどご答弁させていただきました内容と重複する部分がございますが、今回そういうバスケットゴールの出し入れも含めまして、指定管理者と運用におけるマニュアル等について、再度確認をし合いながら、適正な管理運用で、利用者の方、または指定管理者におきましても、そういう安全の管理ができるような形の部分を、マニュアルを含めまして徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

再発しないようによろしくお願いいたします。本当に恐らく1トンぐらいあるんじゃないですか、あれ。ちょうど壁も鋭利になっているので、本当に指を挟むと大変な事態になると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そのようにちょっと危険なスペースなんですけど、まず、メインアリーナとサブアリーナのバスケットリングは、片方は電動、片方は手動の立ち上げになっているんですけど、これはどうして両方そろえることができなかつたんでしょうか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

バスケットゴールは全部で4対購入をいたしております。そのうちの2対については、ある程度レベルが一番高いものの2対、それともう一つはちょっとレベルが下がるというもので2対の購入を想定いたしました。

今、ご指摘のところについては、レベルがちょっと低いものについての2対が、メインアリーナとサブのほうで仕様が違うというご指摘だと思います。それについては、ゴールラインから壁までの距離、この中でバスケットゴールが収まる、収まらないがございますので、収まる物であればいいという仕様にいたしました。

電動のほうが、バックヤードの距離が短くて済みます。その分で、多目的ホールのほうについては電動の物が入ったと。メインアリーナについては、バックヤードの距離がちょっと取れます、多目的ホールに比べれば。その分で、そういう仕様といたしました。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

ということは、メインアリーナのほうは十分にスペースがあるので、電動のやつでも大丈夫だったという認識ですよね。その手動のほうが購入金額が安かったわけですか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

電動のほうが金額としてはちょっと高いということになります。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

危険性と、もし利用者が準備、そして収納まで行うのであれば、当然、電動のほうが扱いやすいと思いますので、その点も、ちょっと買った後ですから今さら替えるわけにはいかないでしょうけれど、ちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。

収納スペースが真っすぐ入らないというバックヤードになっているんですけれども、非常に危険です。収納スペースなどハード面の改善は何か考えておられますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

現在、ハード面の改善とかいうのは考えておりません。ただ、質問議員が言われますように、備品関係の収納とかそういう部分について、どういうふうにすればいいのかという点も含めて、先ほど来申します指定管理者とも協議をしながら進めていきたいと思っています。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

この飯塚市総合体育館、職員の皆さんをはじめとする関係各位の努力、ご尽力によって、ご紹介がありましたように、複数競技の九州インカレや日本拳法の全国高校選手権など、誘致が成功しています。利用された団体などからは、ぜひ来年もという声も多く聞いています。引き続き、設備や運営面において、利用される方々の満足度をさらに高めていただき、充実したスポーツツーリズムを達成していただきますようお願いとご期待を申し上げまして、この質問は終わります。

次に、「颯田地区の活性化について」、支所周辺整備に伴う課題について、お伺いいたします。飯塚市は、颯田支所周辺を地域拠点とし、定住化や生活利便施設の誘導を目指しておられるとお聞きをしておりますが、これは間違いないでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

颯田支所周辺施設につきましては、今、質問議員おっしゃいますように居住地域として今のところ考えておりますし、生活利便性の向上ですとか、そういうことにつながるよということ、現在、その売却についての手続を進めているということでございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

以前、ご答弁をこのようにいただいていたと思いますので、そのとおりだと思いますが、言われるところの生活利便施設とは、具体的にどのような施設を指しておられるのか、教えていただけますか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

これだというようなものは現在、持ち合わせておりませんが、想定できますものは、例

えば、買物ですとかそういうところが、やはり住んでいただくためにはそういうものが必要であろうと考えております。これは同様に筑穂地区も過疎でございますし、その中でも買物というところがやはりテーマになってきますので、そこは想定できるかなというふうには考えます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

今年度末に売却を予定されておられる穎田支所周辺の公共施設跡ですが、売却実現がかなわなければ、飯塚市で解体することになるかと思えます。老朽化も激しく、解体期限も定められている施設もございますので、ゆっくり構えられませし、過疎債対象事業ともならず、財政負担も多大なものになるかと思えます。まずは、売却実現の確実性を高めるための努力や工夫が必要だと思えますが、ご認識はいかがですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

もちろん売却をして、まず、飯塚市が今進めております、力を入れております定住化、移住の促進ということの観点から、早急に売却をしたいというのは気持ちはもう変わりません。それで、もし売却できなければというお話ですけれども、方向性としていたしましては、市のほうで解体をしていく必要があるだろうと考えています。それから、過疎地域に指定されておりますので、過疎債の活用ができないかということも現在、検討を行っておりますので、その中で今後進めてまいりたいというふう考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

もし、過疎債が使えるとなれば、またちょっと財政負担は減るかと思えます。

まずは売却実現を目指していきたいということなんですが、努力や工夫はどのようなことを考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

今はまだ確定測量、アスベスト、それから鑑定評価等の実施をこれまでもしてきましたし、今年中ぐらいには、そこら辺りの手続を進めていきたいというふう考えています。それで、住宅メーカー、ハウスメーカー等に来ていただけるようにということで、まだこれを売却ということ、こういうふうに言っていますけれど、正確に告示を出したわけではございませんで、その方向で鋭意努力を重ねているところでございますし、一定の売却方針というところにつきましては、様々な形で来ていただけるようにPRをするということで、今、いろいろと単なる告示をするというだけではなくて、こちらから、例えば、ハウスメーカーですとか不動産業者の方にこういうものがありますというPRをしていくということで、今、担当課と協議を重ねておりますので、広く周知をして、多数応募していただけるような工夫は重ねてまいりたいというふう考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

本当にそのとおりだと思います。より多くの方に認知していただく、知っていただくこと、そして、購買意欲を刺激することが必要だと思うんですが、つまりこれはマーケティング能力を発揮することが望まれると思います。

一概に地方自治体はマーケティングに弱いというふうに言われておりますが、行政サービスの充実や市民の皆さんの満足度を向上させるためにも、今後は必須の能力になるであろうと考えていますし、この飯塚市においては、ふるさと納税で全国に誇れる実績と1から積み上げてきた経験をお持ちです。その手法に工夫を加えることで、他の分野での活用も十分に可能だと考えております。知っていただく、買っていただく、売却実現の可能性追求のためには、売手の本気度を示す必要があります。

自治体に可能な本気度とは何か、その第一が当該地の魅力を高める努力と工夫だと思っております。魅力度向上のためにも、行政が目指している生活利便施設を誘導するためにも、当該地周辺にある施設や施設跡の現況と今後について、飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画及び飯塚市過疎地域持続的発展計画にそれぞれの施設がどのように記されているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

初めに、生活利便施設誘導には適地であると思われる旧四季一番、旧公民館、高齢者福祉センターについて、それぞれの計画にはどのように記されているのか、お知らせください。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

今、ご指摘の施設でございますが、多課にまたがっておりますので、一括して、私のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。まず四季一番のほうでございますが、これにつきましては颯田支所の市民窓口課が現在、倉庫として活用しております、今のところ、将来どのように活用していくかという方針はまだ決まっておりません。それから、福祉センター、今、お風呂のある福祉センターですけれども、これにつきましては高齢介護課の所管となっております、現在もご利用いただいておりますので、これを今、売却するというような方針とかそういうものもございません。それから、旧公民館ですけれども、これは生涯学習課の所管となっております、ここの利活用についても今のところ方針というものはございません。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

部長、今、簡単にお答えになりましたが、それぞれ2つの計画には方針はないというふうに明記されてあるんですね。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

これにつきましては、跡地をどうするというような方針というのは明確なものはありませんということでございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

交流センター別館はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

旧サンシャインかいたにつきましては、現在、子育て支援センターが設置され、事業が行われているところです。それで、これは建設から相当な年数経過しておりますので、改修が必要かとは思っておりますけれども、その計画についても内部では協議をしておりますが、どのような改修をするとかいうことは決まっておりはりません。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

たしかここは、公共施設に関する計画については廃止というふうになっておりましたが、それは方向を転換するというようなことで認識しておいてよろしいですかね。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

私の認識でございますけれども、子育て支援センターの利用者も多いということ、それから、先ほど申し上げた各公共施設の跡地の今後売却に向けてということもございまして、市としては、非常に別館としてこれからも存続すべきではないかというふうに思っておりますので、今のところは、売却とか廃止とかそういうことは考えておりません。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

そうしたら、今現在ある公共施設のあり方に関する関連計画には廃止というふうになっているが、1つだけ特別というわけではないでしょうから、それは見直しが随時行われていくというふうに認識しておきます。

子育て環境には申し分ない当該地なのですが、交流センター別館に隣接する、山のあの公園、今はもう見る影もなくなっていて地元の皆さんで清掃がなされておりますが、ここと庄内川横の別館の駐車場、テニスコート、桜が春には咲き誇る中央公園については、お散歩の周回コースというふうになり得ると思いますが、この4つの施設について、計画上どのように記されてあるのかお願いいたします。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

まず、先ほど申し上げた旧サンシャインかいたの件ですけれども、確かに今確認しますと、実施計画の中においては廃止ということになっております。これは条件がありまして、老朽化が著しくなり大規模改修が必要になった場合ということに限定されておまして、先ほど申し上げたように、この周辺地域の今後の利活用によって、例えば、住宅がいっぱいできたとか、商業施設ができたとかいう場合には、その必要性に応じて、今後、検討してまいりたいという趣旨の答弁で

申し上げているところでございますので、計画としては廃止の方向で、計画は生きておりますけれども、という趣旨でございます。すみません、分かりにくくて。

それで、今おっしゃられました公園、それから川の付近にございます駐車場、それからテニスコートにつきましては、いずれも計画というものはございませんけれども、私もよくこの一帯を存じ上げておりますし、質問者がおっしゃられますように木が生い茂ってというようなこともございます。なおかつ、現在の支所周辺にやはり駐車場が少ないということもございますので、まずは、河川敷の駐車場、あそこを整備していったらどうかということで検討はしておりますし、それに合わせて公園のほうの伐採ですとかそういうこともしていったほうが良いという認識は持っております。

それから、これは市民協働部所管になりますけれども、穎田のテニスコートについては昭和50年に設置されておまして、老朽化が著しいということ、それから利用者が少ないということで、今後の利活用において、今、検討しておるところですけれども、方向性としては廃止をしていったらどうかということで、検討しているという状況でございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

隣接する野球場、多目的グラウンドについてはいかがか。特に多目的グラウンドについては複数箇所でも木の根っこが姿を現しているなど、危険な状況が出てきておりますし、野球場につきましては、今、駐車場に使っているところが売却予定地に含まれておりますので、駐車場の数が足りなくなるのではないかと思います。その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

穎田野球場につきましては、旧プール跡地の駐車場が野球場利用者の駐車場として活用されております。このスペースがなくなりますが、野球場三塁側の道を挟んで駐車場がございます。この駐車場を野球場利用者用として確保する予定にいたしております。駐車台数的には、先ほど質問議員が言われましたように木がちょっとあるところもございますが、62台の駐車スペース的に取れるというふうに考えております。野球場につきましては、存続ということで考えているところです。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

この今売却を検討していただいている箇所には、現在、都市計画区域における用途を今後、住宅地域へと変更することになっておると思っておりますが、宅地開発となりますと、雨水の下流域への流量の増加が懸念されて、浸水被害に遭った下流域、特に旧穎田支所一帯においては、非常に皆さんもトラウマになっておられると思っておりますが、どのような状況なのか、また、どのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

穎田支所周辺の用途を住宅区域に変更することで、今後見込まれる民間開発に伴い、下流域の旧穎田支所一帯の浸水被害に対する懸念についてでございますが、旧穎田体育館付近において、民間による宅地開発が実施された場合には、通常、福岡県への都市計画法による3千平米以上の開発申請手続きを行い、事業が進められることとなります。その際には、開発区域内の雨水につきましては、当該地内に抑制し、流出させるなどの処置を行い、下流水路への負担増とならないよ

うな対策を講じ、事業者が開発を行ってまいります。また、質問議員が言われます旧穎田支所付近の浸水被害につきましては、過去に水路があふれるなどによる浸水被害が確認されておりますが、平成28年度に穎田排水機場が供用開始し、令和元年度から福岡県にて実施されております庄内川浸水対策重点地域緊急事業が完了しますと、河川断面拡大による排水能力の増加により、浸水被害の解消、軽減が図られるものと考えております。本市といたしましても、今後の大雨時において、旧穎田支所付近の状況を注視するとともに、必要に応じて、幹線排水路であります農業用排水路につきましても、現況調査を行い、狭小部の断面阻害があれば、改善の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

現況調査、どの程度の雨量に耐えられるのかも含めまして、いつ行っていただけますか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

詳細に申し上げますと、旧穎田支所から上流部分が暗渠の構造になっております。その部分につきましては、早急に中の状態の調査を行いたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

よろしく願いいたします。

旧穎田支所については、どのように計画に示されておるのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

旧穎田支所の建物につきましては、旧穎田支所としての計画はございません。旧穎田支所は平成30年を含め数回の水害被害を受け、浸水被害を受けやすい地域に立地をいたしておりますので、敷地全体における有効利活用については、今後も継続して内部検討を行っておりますが、課題といたしましては、飯塚市商工会の移転や周辺道路を含めた浸水対策が必要ということで検討を進めておるところでございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

ほかにも産業まつりを実施されている場所も含まれていますので、それをどこで行うかというような調整も必要になるかと思っております。

今、ご答弁をまとめていただいたんですが、用途廃止を行った施設は速やかに普通財産へと移管すべきではないかというふうに考えますが、この点はいかがでしょう。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

基本的な方針といたしましては、各施設の跡施設・跡地につきましては、各所管がございまして、そこが、基本的なルールといたしましては売却なり、利活用なりということが出来る状況になる、いわゆる周辺住民の皆さん方の調整ですとか、中身のいろいろな物品とかそういうのは片づいたという状況になった時点で、売却していいという時点で、普通財産に落とすというふうなルールになっています。

それで、今おっしゃられますように公共施設というのは長年そこに建っておりまして、やはり、生活利便性ですとかそういうことにも寄与してきた施設でございますので、おっしゃられますように私どもも売却を急ぎたいと思っておりますけれども、様々な要因がございます、なかなか時間を要しているというような状況です。先ほども申し上げましたけれど、定住化の促進に向けたことに力を入れておりますので、今後、今おっしゃられますように、速やかに売却できるように今後とも検討を重ねてまいりたいというふうには考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

現在の飯塚市過疎地域持続的発展計画は令和7年度までのものとなっております。各箇所に「します」と、力強く断言いただいている事業については、責任を持ってやり遂げていただけるものと信用いたしておりますが、これまで質疑させていただいたそれ以外の事業につきましても、ここ10年以内に対応が必要となるものについては、財政負担を少しでも軽くするためにも過疎債対象事業とできるだけ組合せをしていただいて、早急に手がけていただくべきだと思います。また、そのような自治体の本気度を表す計画を示すことによって、当該地への注目度が高まり、魅力が増し、売却実現の可能性向上につながるものだと考えますが、いかがなご認識でしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

質問者がおっしゃられるとおりで思っております。先ほども申し上げましたけれども、過疎メニューにおいて、ここについては国、県としっかり要望を出していきながら様々な事業に活用できるように進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

よろしく願いいたします。

その他の工夫といたしましては、飯塚市の特性を生かした、例えば、コンセプトの提示、例えば、車椅子の方やそのご家族に注目したまちづくり、飯塚市には、高度医療を要するせき損センター、車いすテニス大会でも全国や国外にも名をはせております。周辺整備はもとより、隣接民間地などにもご協力をいただいて、車椅子の方が快適に働ける企業や、スムーズに買物できる施設の誘致、可能性などを示すことによって、そのような業態を模索している企業などにアピールすることも可能です。社宅や寮などに活用いただけるかもしれません。車椅子利用者の方に優しい環境は、高齢者の皆さんや子どもたちにとっても生活しやすく、集いやすい環境となるはずで、これはあくまでも一つの例でございます。飯塚市には複数の大学があり、潁田地区はかつては教育特区の指定を受けておりましたので、教育関連のまちづくりですとか、医療機関、オートレース場、文化施設など、コンセプトの考え方は多岐にわたると思います。ただ単に、当該箇所の現状だけを提示するのではなくて、エリア一体的な計画や飯塚市の特性を具体的にお伝えし、知っていただくことによって、購入検討者の創造性を高めることになると思いますし、また、コンセプトがはっきりすれば、地元の皆さんへの説明も分かりやすくできるようになるのではないかとこのように考えております。

本日は様々にご提案をさせていただきましたが、潁田地区の活性化実現に向けて、皆さんの多様な創意工夫と、その結果に大きくご期待を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

すみません。執行部より先ほどの答弁を一部訂正したい旨の申出がっておりますので、これ

を許します。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

大変、申し訳ありません。先ほどのご答弁の中で、総合体育館の総事業費を55億1500万円と申し上げたようでございます。正しくは55億1500万円でございます。おわびして、訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。これをもちまして一般質問を終結いたします。

「議案第44号」から「議案第51号」までの8件を一括議題といたします。ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第44号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第44号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」について、お尋ねいたします。まず、11ページ、生活応援クーポン券発行事業費16億1600万円余であります。財源についてお尋ねをします。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

財源につきましては、国から交付される交付金及び一般財源となっております。非課税世帯への3万円分につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金低所得世帯支援枠分を活用いたします。また、課税世帯への2万円分につきましては、推奨事業メニュー分を活用した事業となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

非課税世帯以外の2万円給付については一般財源、その手当はという説明がありましたけれども、それについては、国の交付金が充てられておるといふことでよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現金給付ではなくてクーポン券にしたのはなぜか、お尋ねしたいわけですがけれども、現金給付の有効性について、どういう検討をされましたか。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

現金給付は、当然利便性のよいものであることは認識しております。現に、クーポン券ではなく、現金がよいとのご意見をいただいております。しかし、現金の場合、本来の国が示す物価高騰の影響に対する負担軽減の目的にそぐわない使い方が懸念されるところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現金の有効性についてお尋ねをしました。もう少し検討したところをお尋ねしたいと思います。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

現金とクーポンと考えたわけですが、クーポン券の給付につきましては、物価高騰の影響が大きく、課税世帯や地域の事業者にとっても同様であり、市として配付対象の拡大による生活者の下支えと、地域経済への支援策として、市内で使っていただくクーポン券の配付を考えたところでございます。現金での給付の場合には、申請書をこちらから送り、市民の方から振り込みに関する口座情報を記入した申請書を提出していただく必要があります、時間がかかるものでございます。クーポン券の場合は申請の必要がありませんので、申請漏れを防ぐことができると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は現金支給の有効性の検討をお尋ねしました。回答は現金支給のデメリット及びクーポン券の支給の有効性が、答弁にあったと思うんですね。その際、現金支給についてデメリット的なことをおっしゃったのではないかと思うけれど、物価高騰対策にそぐわない使用の仕方が想定されるというようなことがあったと思うけれども、仮にそういうことがあったとしても現金支給によって、今の苦境を乗り越える市民の有効性、メリットのほうが優先されるべきではないかというふうにも思うわけです。

次に、3万円と2万円、金額に差をつける理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

非課税世帯に対する3万円の給付につきましては、国が3月末に、3万円を目安にして給付すると示されておりました。先ほど申し上げましたように、物価高騰の影響が大きいため、それ以外の課税世帯に対する給付を考えたところでございます。金額2万円につきましては、民間調査会社が3月末にまとめた2023年度における1世帯当たりの家計への初期負担額の増につきまして、1世帯当たり2140円が増加する試算となっておりましたことから、2万円の給付としたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の臨時交付金の使い方については、上乘せ、横出しというのを地方公共団体のほうで検討できるようにしておいたと思うので、それから言えば、非課税世帯3万円は、5万円という設定でも認められるだろうし、同時に、非課税世帯以外についても5万円というような設定も、考え

方としてはできたはずなんです。そうした中で、非課税3万円、国が目安として3万円のまま非課税世帯以外に給付をやろうというのは、この間、市民の声が一部反映したという点でこれは一歩前進だと思います。しかしそこにおいて、金額に差をつけるのは政策的な意味が分からないんです。先ほどの民間の調査会社の数字がありましたけれども、それで3万円はどういうことなのかということにもなってきますでしょう。そのところを疑問に思うわけです。いずれ総務委員会で審査が進むだろうと思います。

それからクーポン券の場合の取扱店はどのように考えておるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

昨年度のクーポン取扱店が約800店ございました。今回も同じように考えております。新たに登録される場合には、ホームページや市報で随時募集をする予定としております。取扱加盟店の申請書を提出いただいた後、登録店であることを示すポスターやステッカーを送付させていただく予定としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

800店は分かりましたけれども、新たに希望する場合、希望申込みの締切りというのはないのですか。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

クーポンの使用期限が12月末としておりますので、それに間に合う形であれば申請は受け付けます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこでこのクーポン券なのですけれども、大丈夫かということをお願いしたいわけですが、物価高騰等で市民のお困りのことの中には、ライフラインに関わることもあるわけですが、電気代、ガス代、携帯電話代、そして水道代について、このクーポン券はどのように使ったらよろしいですか。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

クーポン券の電気やガスの支払いについてでございますけれども、ガス料金については、市内のガス事業所で、本クーポン券の取扱い登録をいただいた事業者については、支払いが可能であると考えております。しかし、金融機関やコンビニエンスストア等で、クーポン券を使用しての電気、ガス等の支払いについてはできかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市民の方から、実は市役所から預金通帳が差し押えられて、残高ゼロだというような相談が時々あります。命に関わる行為が市役所の手によって行われるわけだけども、このクーポン券は、国民健康保険税の支払い、あるいは介護保険料の支払い、その他税金の支払いに使えますか。

○議長（江口 徹）

生活支援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

そういったものには使うことができません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

12ページ、生活保護基準改定（令和5年10月）に伴うシステム改修149万6千円があります。これについてお尋ねします。基準の改定について、その内容、理由を合わせてお答えください。

○議長（江口 徹）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

今回の生活扶助の基準改定につきましては、令和元年に実施されました全国家計構造調査のデータを用いて、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会において、令和元年当時の一般低所得世帯との消費水準についての検証が行われ、反映されているとのことでございます。また、その後のコロナ禍による影響やエネルギー、食料品を中心とした物価上昇の影響の見極めが困難なことから、当面2年間の臨時的、特例的な対応として、基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯員1人当たり月額1千円の加算をするとともに、この加算を行っても現行の基準額から減額となる世帯については、現行の基準額が保障されることとなっております。今回新設されました1人月額1千円の加算につきましては、昨年の福岡県都市福祉事務所長会において、本市からの新規要望事項として、物価高騰に対応した暫定的な加算の新設を要望させていただいておりましたが、この要望が実を結んだものと考えております。なお、令和7年度以降の基準については、今後の社会経済情勢の動向を見極めて、改めて検討されることになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

改定内容については、国が現在の新型コロナあるいは物価高騰を考慮した加算を、金額は極めて少ないけれども、必要性を認めたということは私も重要なことだと思います。であれば、その必要に応じてその加算額を増やしていく、あるいは、地方において生活補給金としての性質に着目して、独自の福祉見舞金等の支給の検討を進めることができるのではないかというふうにも思うわけです。

次に、再委託についてなんですけれども、本市は行政システム九州との間で5か年契約でクラウドサービスシステムを使うようになっています。5年前のこの生活保護基準改定に伴うシステム改修の補正予算について、総務委員会で審査をしたことがあります。その折に、再委託はありませんということだったけれども、実は再委託の規定が契約要綱の中にあり、しかも現実に再委託していたということが、私の質問の中で明らかになりました。その折に、梶原、当時副市長が、この件についてはよく見直すという趣旨の答弁をされたわけです。そういう経過の中で、今回この予算が計上されております。そこで、この再委託の規定について現状どうなっておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（江口 徹）

情報管理課長。

○情報管理課長（福田大輔）

本市のシステムにつきましては、飯塚市と行政システム九州株式会社の間で、言われるようにクラウドサービス利用契約の締結に基づいて提供されている業務アプリケーションとなりますが、

再委託につきましては、システム改修等仕様変更の業務を委託する場合には、クラウドサービス利用契約の第18条の規定によりまして、合理的に必要な範囲で、事前の書面による承諾を得ることを条件に、再委託ができるものとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは現状ですね。5年前に梶原、当時副市長が見直すと言ったんだけど、現状はそういうことなのでしょうけれど、この5年間にどういう見直しをしたのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

当時は生活保護システムの改造に係る予算審議の中での梶原副市長の発言でございましたので、生活支援課において、その後の契約でどう取り扱ったのかをご説明させていただきます。平成30年6月議会で議決を受けました後に、生活支援課において、当時の生活保護システム改造委託を、どこと結ぶべきものであるのかの検討をしております。当時の生活保護システムは、平成28年1月より、本市と行政システム九州株式会社との間のクラウドサービス利用契約によって使用している総合福祉システムウェブリングスでございました。このシステムは、本市が行政システム九州株式会社から、クラウドサービス契約によって利用していたものでございます。このため、生活保護の基準改定に対応する目的のシステム改造に関しましては、本市が使用していましたシステム提供元の行政システム九州株式会社に委託するべきものであると判断し、同社と随意契約を結んだものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どこをどう見直したかということなんですけれども、調べてみますと、先ほど情報の課長が答弁された第18条、再委託に関する規定、原則禁止なんですね。そして合理性、必要性が担保される場合に、かつ書面において、事前の本市の承諾、了承の下に、その再委託ができるということになっているんですね。このことについては、現在そうなんだけれども、5年前も同じなんですね。変わっていません。ところが5年前のときは、私が質問に質問を重ねて、暫時休憩に暫時休憩を重ねて明らかになったことは、口頭での承認の求めがあり、口頭で承認しましたという答弁なんです。私は、口頭で承認申請があったことは信用できません。文書がないからです。しかも、ということは、2つの問題があって、1つは、行政システム九州は契約違反行為をしたということなんですね。文書で事前了承を求めないといけないのを口頭で求めたと。これは契約違反行為ですよ。しかも、それに対して、市の側が口頭で了承を与えたというわけですから、契約違反行為を容認したということになるんですね。しかも口頭で了承を与えるということがあるのでしょうか。つまり、合理性や必要性についてきちんとした内部の検討があって、伺いを立て、そして内部でその要があるということを決裁した後に、認めるということになるわけです。それが行われていないということが5年前に明らかになったんです。ですから、これらのことが、この5年の間にどのように見直しが行われたのかということを確認したいわけです。

○議長（江口 徹）

情報管理課長。

○情報管理課長（福田大輔）

平成30年6月の委員会のようなことがあったということは私も承知してまして、それ以降、行政システム九州株式会社には、書面にて、再委託の申請をするようにということで、今日までなっております。また、委託をすることについては担当課長になりますので、それぞれ

の担当課長の下、書面による承諾をしているものと、そこはちょっと認識はしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。「議案第44号」、補正予算に対する質疑になりますのでその範囲内をお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこで今度のシステム改修149万6千円の補正なんだけれども、これは基本禁止なんですね。再委託基本禁止なんですよ。大体、なぜ禁止しているんですか。

○議長（江口 徹）

情報管理課長。

○情報管理課長（福田大輔）

再委託禁止ということですが、本契約以外との契約が行われる再委託につきましては、個人情報の適正管理や、業務管理が履行されないことなどの、本契約が適正に履行されないケースがありそれを防ぐため、原則再委託はできないこととしておりますが、ただし、今回ありますシステム改修等、合理的に必要な範囲と判断した場合、承諾を得ることで再委託を可能としております。個人情報等の利用、遵守事項も含め、一切の義務を遵守させることとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

つまり個人情報保護の観点から、リスクを最小限に抑えるという角度と、それから、技術上の合理性、必要性との間の、この矛盾ですね。整合性をどう取っていくのかというのが鍵だろうと思います。その点で言えば、慎重の上にも慎重を期するという、あなた方の立場から言っても、やるべきだと思います。私は、再委託は駄目だという立場です。

12ページ、企業誘致用適地調査事業費3159万円余の予算補正です。まず、この土地の概要をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

調査を行います土地につきましては、飯塚市大分字一本松322番1ほか4筆、総面積が約25ヘクタール、25万平米の日鉄鉱業株式会社の所有地となります。場所につきましては、筑穂中学校の西側から約600メートルの位置にあります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日鉄鉱業の用地ということなんですけれども、この土地の特質をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

調査を行います土地につきましては、日鉄鉱業株式会社を事業者とする炭鉱跡地でありまして、現在は当該地から南へ約3キロメートルほど離れた山口採石所の採石のストックヤード、保管場所などの事業用地でございます。なお、坑道につきましては、飯塚市が秘密保持を確約した上で、情報の開示を受けるなど、土地所有者と協議を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

旧筑穂町立保育所の辺りに日鉄鉱業上穂波炭鉱の坑口があったと資料があります。それから、

三郡山のほうに坑道が走っていることは容易に想像できるわけです。この間協議ということなんですけれども、協議の趣旨及び経過をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

企業誘致担当で日鉄鉱業株式会社と協議を開始したのは、令和元年9月からでございます。工業団地が不足する中、令和元年8月の市議会経済建設委員会にご報告の上、民間所有地の調査を実施しております。その調査におきまして、市内の民間所有地の複数個所を選定し、そのうち、活用することの協議を含め、所有者の理解を得ることができました4か所のうちの1つが、当該地でございます。令和元年9月に日鉄鉱業株式会社に、企業誘致用地として活用させてほしい旨を説明いたしましたが、当時は、同社が事業用地として使用していることから断られ、その後、令和3年5月に過疎地域持続的発展計画策定時、地元自治会から当該地の有効活用についてお話があり、再度同社に活用について話をし、現在、協議を行っている状況でございます。飯塚市は、当該地を工業団地として活用したいとの意向を説明し、同社からは、市が工業団地として活用するのであれば、市に売却することを検討するとの意向を確認しております。その際、市が誘致する民間企業への直接の売買は行わないとの社内方針も確認しておりますことから、現在、工業団地として活用するため、購入に向けた協議を行っており、その取組の一環としまして、今回調査を実施するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

経過ですけれども、その経過の中で地元の皆さんには説明があっているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

今年5月18日に開催されました市自治会連合会筑穂支部定例会の中で、日鉄鉱業の同席の下、現在の日鉄鉱業の山口採石所の状況についての報告と、市のほうからもその旨の報告をしたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

協議の趣旨としては、既に売買の合意が成立しているというわけではないということですか。調査について合意をしているというだけですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

そのとおりでございます。日鉄鉱業株式会社の保有する地盤に関する資料を、秘密保持を確約した上で開示いただくなどで現在協議を行っており、また、飯塚市は活用したいとの意向をご説明しておりますが、購入したいとの話はしておりません。当社からは、市が工業団地として活用するのであれば、地域の活性化につながるものであり、市に売却することを検討するとの意向を確認しております。そのような中で、慎重に検討を進めているところでございます。土地の購入につきましては、議会の議決事項となりますことから、市議会にご報告しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後の予定を伺います。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

今後の予定でございますけれども、この予算をご議決いただきましたら、地盤調査のほうを速やかに行いたいと考えております。その後、調査後につきましては、土地所有者であります日鉄鉱業株式会社との当該土地の活用に関する協議の状況を見ながら固めてまいりたいと考えております。スケジュール案が出来次第、所管の委員会にご報告いたします。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件について、飯塚市議会議員、福岡県議会議員及び国会議員本人か、その事務所から何らかの問合せや働きかけはあっていないか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

そのような問合せ、働きかけはあっておりません。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。「議案第45号」から「議案第47号」までの3件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第48号」について、最初に11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第48号 変更契約の締結」、飯塚オート競走場メインスタンド整備工事ですね。現在、この整備工事はどこまで進んでいるのか、進捗状況をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

工事の進捗につきましては、旧第1スタンドの解体が終了し、現在、くい工事を行っております。今年度は、基礎工事、それから鉄骨工事を実施していき、令和7年6月末に完成の予定でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

くい工事はどの程度までいっていますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

現在、3分の1程度が終わっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地質調査、地盤調査はもう終わっているんですか。状況はどうでしたか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

地盤調査につきましては、3月末時点で終了しております。地盤内容については特に問題はございませんでした。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全体の3分の1でしょう、くい工事が。残り3分の2の工事の中で不具合が生じるというようなことは、予想はできませんか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

問題はないと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2度も3度も変更契約は出せませんよ。協議の経過を伺います、松尾建設。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

競走場メインスタンド整備工事につきましては、令和4年3月18日に松尾建設株式会社北九州支店と契約を締結し、現在、工事を進めております。今回の議案上程に当たり、関係します経過につきまして説明をいたします。

まず、令和4年12月19日に受注者であります松尾建設株式会社のほうから、建築課のほうに対しまして、労務、それから資材単価が上昇している旨の状況報告がっております。このことにつきましては、12月20日に、公営競技事業所についても、情報共有がされております。

続きまして、令和5年1月12日には、刊行物などから、単価の上昇の状況を建築課、それから公営競技事業所のほうで確認をしております。1月19日に松尾建設からの状況報告、それから建築課での確認内容等につきまして、公営競技事業所より久世副市長のほうへ報告を行い、これにつきまして、適切な対応を行うようにとの指示を受けております。

1月27日に公営競技事業所及び建築課で、今後について、契約変更などの想定される全ての事柄につきまして調整を行い、その中で、契約書記載の賃金または物価の変動に基づく請負金額の変更の可能性なども含めまして協議を行い、その場合の変更手続等について、契約課、それから財政課のほうに確認を行っております。

続きまして、2月9日には、松尾建設のほうから建築課のほうへ請負金額の変更手続の方法、それから基準等についての相談がっております。このことについて、同日、建築課のほうから公営競技事業所のほうにも報告がっております。

その後、4月12日に、松尾建設より工事請負契約書第26条第1項に基づく請負代金額の変更についての請求が提出され、建築課のほうで受付をしております。この請求に対しまして、4月18日、建築課より松尾建設へ協議開始日を4月20日とする旨の工事請負契約書第26条第8項に基づく、協議の開始についての通知を行い、その間に建築課のほうで変更金額などについて、精査をしております。

ここで算出した変更請負金額等に関する内容につきましては、建築課及び公営競技事業所双方で確認をし、4月20日付で起案し、都市建設部長決裁、経済部長合議を受け、翌4月21日に松尾建設のほうへ、請負契約書第26条第2項及び第3項に基づく、請負代金額の変更について

の協議書類をお渡しし、精査した変更金額案を提示しております。

これに対しまして、4月24日に松尾建設のほうから協議内容についての承諾書が提出され、建築課にてこれを受領しております。

これを受けまして、建築課のほうで変更契約設計書を起案し、決裁を受けた後に公営競技事業所にて変更執行伺を起票、5月24日付で仮変更契約を締結しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

元請の松尾建設からは請求文書が、この春に出たということなんですけれども、それ以前に協議、要望書など別の文書は、事前文書は出ていないですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

別の文書というのは出ておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、松尾建設が最終的に文書を市に出したのは、請求文書だけですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

昨年未からさんざん市役所と打合せをして、最終的に請求文書を出したということですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、3月議会でこの件についてお尋ねしました、当初予算について。その際に、国の通達もあり、物価等高騰の、資材等高騰に関して、現在、協議を始めておるという答弁でしたね。その国の通達はどの通達ですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

令和4年12月5日に発出されております国土交通省不動産・建設経済局長発の「公共工事の円滑な施工確保について」という文書でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それ以前はないですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

すみません。その点については承知しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

では、今おっしゃった国の通達の要点はどこにあるんですか、今回の変更契約との関係で。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

その中に「設計変更・契約変更等の適切な実施について」という項目がございます。ちょっと読み上げさせていただきます。発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められたときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。それから、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとされております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その中に、2つの視点があるでしょう。1つは、下請保護ですね。それから2つは、品質確保。ちょっと確認してください。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

申し訳ありません。「施工時期の平準化について」という項目で、施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものということで記入をされております。それから下請業者との関係につきましても、工期内に賃金または物価の変動などにより請負代金額が不適切となり、これを変更する必要があると認めるときには、元請負人と下請人とが協議をして、請負代金額を適切に変更することが通知をされております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、今からお尋ねします契約金額の妥当性にも関わるんですけども、この変更契約によって、下請業者とその労働者が保護されるということまで、本市は見届ける責任があるということなんですね。それからもう一つはもちろんですけども、品質確保の要求ということになるんですけど、それはお認めになったと思います。それで契約金額の妥当性の問題についてなんですが、9916万7439円なんですね。25億円の1億円ですよ、ボリューム感としては。そこで、この詳細については経済建設委員会でも審査されると思いますが、この金額、その分だけ増工した根拠、概略、ここで示してください。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

契約金額の算定につきましては、工事請負契約書第26条のほうに記載をされておりますので、それに沿って算定をしております。まず、基準日というのを設定いたします。今回につきましては、解体工事が終了しております令和5年4月15日を基準日と定め、国土交通省監修の工事請負契約書第26条第1項から第4項の運用マニュアルというものがございますが、これに沿って算出をしております。具体的に申しますと、変更前の残工事代金額、これは元の請負代金額から、出来高部分に相当する請負代金額を差し引いた額になりますけれども、これと、変動後の残工事代金額、これにつきましては変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額になります。この差額から、受注者負担分であります変動前の残工事代金額の1千分の15、これを控除した額に消費税を掛けた金額が、今回の9916万7439円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

労務単価、それから各種の資材の単価については、関係機関が資料を既に出しているの、そうしたのも照らし合わせながら、経済建設委員会で丁寧に審査してもらうように要望したいと思っております。

ところで、本市は変更契約の場合、金額を明らかにしますね。そのときに落札率、今回の場合は99.86%なんですけれども、その変更見積りに対して、この落札率を乗ずる、掛けるというようなことについては、どういう判断をしていますか、今回の場合。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

今回につきましても、落札率を掛けております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、先ほどの説明がよく分からなくなるんですね、説明の中にそれがなかったの、どこで掛けたわけですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

先ほどご説明しました残工事代金額、これに既に掛けて計算をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そして消費税ということなんですね。それが適切なのかと、落札率を掛けることが適切なのかということについては、松尾建設との間では議論にならなかったんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

特に議論等はありませんでした。承諾書も受けておりますので、松尾建設としても適切だと判断していると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

発注者が落札率を掛けますよと言って、元請で嫌ですと、そういう議論はなかなかしにくいでしょう。最終的には了承するという事にならないですか。だから、私が言っているのは、協議の過程でそれがテーマにならなかったかということを知っているんですよ。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

協議の過程ではそのような協議はございませんでした。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのことについて、政治家とか、第三者が関与したことはないですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

ございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

知らないだけですよというのは通用しませんからね。

それで物価が下がっていく。資材が下がっていきます。労務単価が下がるわけにはいかない。資材が安定して下がっていった場合は、見直しを発注者のほうから求めるようになっているんですか、契約上。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

請求につきましては、発注者・受注者の双方から請求ができるようになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういう状況のときに、飯塚市はそのことを求めていきますか。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。今回はあくまでも、この増工に関しての分なので、今の分は、答えられるようだったら答えさせますけれど、この議題の中で、お願いいたします、質疑については。

暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

失礼いたしました。契約約款の中に、発注者または受注者は請負代金額が不相当と認めるとき

には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができるかと書いておまして、その後の内容、それから金額につきましては、双方で協議して決めることになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうですね。ですから飯塚市は、どの程度の状況になったときに、乙というか、松尾建設に協議を申し入れるのかと、その目安をお尋ねしたんですよ。行政経営部長、何かおかしいですか。何かおかしいですか。ちょっと、誰が答弁するんですか。行政経営部長、答弁するの。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員にお伝えいたします。今の質問については議題外と、議長としては考えます。議題内をお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それも変更契約なんですよ。契約に基づく行為なんですよ。ですから、答弁があったように、契約条項を示した上での話をしているわけですよ。ですから、議案そのものなんですよ。議長の判断は少し違うんじゃないかな。答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

この議案は契約に基づく、変更契約約款に基づく申出があつて、これを行政としては了として、変更契約を議案として出されております。今の川上議員の話はそうではなくて、市のほうが、これから下がった場合にはという話ですよ。ということは、今回の変更契約の締結と別の議案、別の話だと議長としては考えます。質問を変えていただけますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから、既にもう質問は変わっているではないですか。答弁で、こういった場合には協議するんですというわけでしょう。こういう場合の目安を尋ねているんですよ。これは行政経営部の話ではないんですか、契約に関することで。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。先ほどは、違うとは思いますが、答弁できるんだったらこまでは答弁させますというふうな形で答弁をしていただきました。今の分は、それに対する追っかけになりますので、改めて言いますが、これについては、議題外と私としては判断をいたします。別の質疑をお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

相手が逆にその契約条項に基づいて、協議を申し込んでくる場合、その目安はどれぐらいですか、松尾建設が申し込んでくる場合。

○議長（江口 徹）

今の質疑についても議題外だと考えます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その指揮はおかしいんじゃないですか。強硬過ぎるよ。今、きちんとしたルールで、継続しているではないですか。答弁ができないんだったら、答弁できないと答弁したらいいんですよ。分からないとかね。そのときになったら考えるとか言うんだったら、そのように答弁すればいいではないですか。答弁できないときに、議長がいやその質問がおかしいですよとか言い出すのは、議事進行としては正しくないと思います。

○議長（江口 徹）

今の質問については、議題外と考えましたので、それで議事整理権に基づいて、質問についてはというふうな形でお話をしております。（発言する者あり）答弁できる、できないではないです。例えば、答弁できることであっても、議題外だから答弁させないという話です。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ただいまの江口 徹議長の質問はこれでは駄目よという進行は、おかしいということを指摘しておきたいと思います。

○議長（江口 徹）

次に、25番 上野伸五議員の質疑を許します。25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

「議案第48号」について、質疑をさせていただきます。この変更契約の現契約、令和4年2月に議会に提案されておりますが、確認させてください。契約の方法は随意契約で、予定価格に対する見積金額の割合は99.86%、間違いないでしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

とすれば、物価の変動等に係る諸経費が増加ということですが、これは契約内容、契約方法は随意契約であろうが、一般競争入札であろうが変わりなく適用されると、このように理解してよろしいですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

今回の増額は、諸経費の増加というご説明でしたが、どれくらい上がっているのか、教えてくださいいただけますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

物価の上昇率につきましては、一般財団法人建設物価調査会発行の建築費指数、これを用いまして、契約年度である令和4年度と基準年度であります令和5年度の物価指数から、工事ごとで算出しております。大まかなものですが、躯体工事で約11%、仕上げ工事で約13%、設備関係の工事につきましても2%から8%の上昇となっております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

今ご説明があった一般財団法人建設物価調査会が発行する建築費指数というのは、年に何回程度、これは公表されるんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

すみません。その点につきましては承知しておりません。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

今のご説明の中では、令和4年と基準年度である令和5年の物価指数が、工事ごとで算出していますというご説明だったんですが、例えば、これは年に1回公表されるものであれば、年度をまたぐ契約については、もう全てこの契約に限らずというふうに認識をしているんですが、これはこの契約に限った変更になるんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時26分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。建築課長。

○建築課長（外崎正剛）

先ほどの刊行物に関しましては、毎月発行されてきております。ただし、今回のものにつきましては、契約内容に基づきまして請求がございましたので、それに基づきまして、今回スライドの審査を行ったものです。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

毎月出されているということは、というかこの契約に限って、そのような条項を盛り込んでいたということですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

今回の変更につきましては、約款に沿って出しておるものでございます。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

今回の対応しております賃金または物価の変動に基づく請負金額の変更という条項を含む約款につきましては、いずれの工事においても、同じ約款を用いて契約を行っております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

よく分かりました。月をまたいだ工事を持っている事業者は、どなたであっても請求すること

は可能だという答弁だと思いますので、そのように理解をしておきますよ。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

この約款におきましては、発注者または受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準または物価水準の変更により、請負金額が不適當となったと認めるときは、相手方に対して変更を請求することができるという規定でございますので、月をまたいでという考え方には至っておりません。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

1年を超える工事ではないと、このような増額変更は認められないよというご答弁だと認識をしておきますね。

この増額の基準となる出来高請負額と、先ほど申されたと思いますが、これは何に基づいて算出されるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（樋口嘉文）

今、質問議員が言われております出来高金額はどのような内容に基づいて出したのかというご質問ですが、今現在、工事現場が終わっているもの、正確に言いますと、基準日というものを決めましたので、4月15日以前までに工事が終わったものを出来高として見ております。それから4月15日から未来に向かってものが、今回の変更の対象の金額というふうになっております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

それは契約当初の工事計画があると思うんですが、それに基づいて、その計画で、4月15日まではここまで終わっているはずだということで算出されてあるんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（樋口嘉文）

今、現在行っている工事の進捗状況に合わせておりますので、最初の計画とはまた違っております。ただ、公営競技の今、スタンドについては、工程どおり進んでおります。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

分かりました。現実の進捗状況に応じてというご答弁だったと思いますが、今回、見積金額というのが入札金額に匹敵するものだと思いますが、25億2670万円であります。税込みですね。これの幾ら程度までが、今回、出来高請負額となっておりますのでしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（樋口嘉文）

出来高金額については、約2億6千万円ぐらいになっておりますので、残りの工事としては、約20億円ぐらいの工事が、まだ未完成となっております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

税抜きで約20億円残っているというご答弁だったと思います。今回増額をされようとしているわけですが、この増額分は、元請の会社さんと下請の会社さんにも反映されなければならないものだと思っておりますが、先ほど川上議員の質問にもあったかと思いますが、これはどのように飯塚市として把握できますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

松尾建設が下請会社と交わしております請書の工事下請契約約款のほうにも同様の変更を行うことという項目がございますのを確認しておりますことから、今回の契約変更は下請会社の契約にも反映されるものと考えております。これにつきましては、改めて松尾建設のほうにも適切に対処するように伝えたいと考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

よろしく申し上げます。今回のような物価の変動による増工というのは必要だと思っております。ですので、1年以上にわたるような工事契約をされると、今回も松尾建設さんと契約するときにお伝えがされているというふうに思いますが、次回以降も契約課におかれては、お伝えを必ずしていただくようにしなければいけないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

契約書に約款をきちんとつけた中で契約を取り交わしますので、これにつきましては、双方しっかりと確認した上での契約になりますので、今後も同様の契約方法をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。「議案第49号」及び「議案第50号」、以上2件については、いずれも質疑通告があっておりませんので質疑を終結いたします。

「議案第51号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第51号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」、専決第16号です。4ページに前年度繰上充用金5億9833万1千円があります。この前年度繰上充用金というのは何のことなのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

前年度繰上充用金について、ご説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、令和4年度決算見込みにおきまして、歳入歳出の差引きが5億7469万7562円、歳入不足となりまして、また、令和4年度から継続費で3万3218円の繰越金及び繰越明許費として2360万円が発生しておりますので、これにつきましては地方自治法施行令第166条第2項の2の規定に基づきまして、令和4年度決算へ繰上充用を行うため、令和5年度予算において、歳出予算、5億9833万1千円になりますけれども、こちらを繰上充用金として計上しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

前年度繰上充用金、市民に分かりやすく言うとうどういう表現になりますか。

○議長 (江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (木村尊治)

これまでの累積赤字金と同額となっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

累積赤字金ということですね。それで、この前年度繰上充用金、この間の推移がどうなっているのか、お尋ねします。

○議長 (江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (木村尊治)

小型自動車競走事業特別会計の歳入歳出差引きにおきまして赤字が生じたのは、平成15年の決算からでございます、その時点で2億6870万円でございます。

それ以降、平成16年度については単年度収支で3億4512万円の赤字、次に17年度につきましては単年度収支で591万円の黒字となっております。

それから平成18年度から20年度にかけては、JKA交付金の支払猶予がございまして、単年度収支は黒字となっております。

その後、平成23年度から累積赤字が増加しておりまして、23年度末で7億4520万円、24年度末では9億8713万円、それから25年度末で14億461万円、26年度末では17億9211万円となっております。

平成27年度からは収益保証があります包括的民間委託を導入いたしまして、単年度黒字となっておりますので、累積赤字は27年度末で16億912万円、28年度末では15億6969万円、29年度末では14億6518万円、30年度末では13億9337万円、令和元年度は13億1908万円、令和2年度は10億2840万円、令和3年度は6億7442万円、令和4年度末で、これは見込みでございますけれども、5億7470万円と、年々減少してきております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

年々減少ということなんですけど、その原因については、主な原因については、どう考えているのか、お尋ねします。

○議長 (江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (木村尊治)

原因としましては、ミッドナイトレースを中心に、売上げが好調でございますので、車券購入をしていただいているファンの皆様のおかげだと感謝しております。また、包括的民間委託による収益保証があることも、この累積赤字減少の原因だと考えております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

公営ギャンブルで楽しむという側面と同時に、それで苦しむという側面があるので、苦しんで

いる側面から分析も本来要るのではないかと思います。

それで最後ですけれども、今後の見通しをどう考えておるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

今後につきましては、早期の赤字解消のために売上げ向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういう答弁を聞くために、我々はこちらにいるわけではないわけですよ。その答弁でいいんですか。市民がそのとおりで、ああそうかとなりますか。36億円もメインスタンドを不必要にかけて工事しておって、今度は何だか知らないけれど、いつのまにか1億円も工事を増やして、今後の見通しはどうですかと聞かれたら、どうにかなるでしょうみたいな答弁でいいんですか。そんな答弁になるわけないでしょう。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（樋口嘉文）

失礼いたしました。今後の見通しという形なんですけれども、今後、ミッドナイトレースの充実を図っていき、売上げ向上をまず図りたいというふうに考えています。また、本場開催の開催日数も増やすことによって、売上げの向上を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、あなたはプラスの言葉しか言わないんだけど、無駄遣いを減らす、不必要なものを減らしていくという視点からの見通しはないんですか。メインスタンド、今は36億円プラス1億円かもしれないけど、さらに工事を増工するかもしれないでしょう。公債費というか、借金返しにかかるお金がどんどん増えていくではないですか。さっき上野議員が聞いたら、出来高は2億6千万円と言ったでしょう。今やめたら、どうなんですか。そういうことも考えて、それでもやるんだということだったら、その辺の見通しも答弁できるんじゃないんですか。何なんですか。ちょっと答弁、きちんとしてください。見通せないんだったら、見通しがありませんと言ってください。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（樋口嘉文）

大変失礼いたしました。今後の見通しということなんですけれども、今、横に体育館ができております。そこの連携を図り、このオートレース場を運営していきたいというふうに考えておりますし、今オートレース場の駐車場、かなりの駐車場がありますので、そういうところをうまく利用して、ほかのお客様にも来ていただくような、事業を展開したいというふうな考え方も持っております。

無駄なものを省いていくというお話ですけれども、今回のメインスタンドの改修におきましても、大きなスタンド、古いスタンドを抱えておくよりも、コンパクトにしたメインスタンドを造って、少しでもランニングコスト等が少なくなるような方向でコンパクトなレース場を目指したいというふうに考えております。

そういう形で今後、レースだけではなく、ほかの近隣の方が来られて楽しめるような施設も含

めて、このオートレース場をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

200年とも言われる返済期間、完済に200年かかるのではないかと指摘される36億円のメインスタンドはそのままに、55億円もかけて隣接地に造った新体育館まで公営ギャンブルに巻き込んでいこうというようなこと以外には見通しが無いという答弁、これは納得いきません。質問を終わります。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。本案8件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時36分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	守光	博正
11番	川上	直喜	25番	上野	伸五
12番	田中	英美	26番	瀬戸	元
13番	田中	裕二	27番	坂平	末雄
14番	金子	加代	28番	道祖	満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人
議会事務局次長 太田 智広
議事総務係長 今住 武史
書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆
書記 安藤 良
書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯 誠
副市長 久世 賢治
副市長 藤江 美奈
教育長 武井 政一
企業管理者 石田 慎二
総務部長 許斐 博史
行政経営部長 東 剛史
市民協働部長 小川 敬一
市民環境部長 福田 憲一
経済部長 兼丸 義経
福祉部長 長尾 恵美子
都市建設部長 大井 慎二
教育部長 山田 哲史
公営競技事業所長 樋口 嘉文
経済政策推進室長 早野 直大

福祉部次長 林 利恵
都市建設部次長 臼井 耕治
都市建設部次長 中村 章
企業局次長 今仁 康
情報管理課長 福田 大輔
スポーツ振興課長 瀬尾 善忠
公営競技事業所副所長 木村 尊治
経済政策推進室企業誘致担当主幹
生活支援課長 内田 博茂
建築課長 外崎 正剛

